

令和 6 年 1 月 3 1 日
株式会社 但馬銀行

「当座勘定規定書」の改定について

当行では、当座預金からの払戻請求書による払戻の取扱開始に伴い、下記のとおり「当座勘定規定書」を改定いたします。

記

一、改定日

令和 6 年 5 月 1 日（水）

二、改定内容

改定前	改定後
第 7 条（手形、小切手の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 （新 設）	第 7 条（手形、小切手の支払等） (1) （現行どおり） (2) （現行どおり） (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。 <u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u>

改定前	改定後
第 12 条（手数料等の引落とし） (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。	第 12 条（手数料等の引落とし） (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
第 16 条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	第 16 条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

以 上

本件に関するお問い合わせ
但馬銀行 事務統括部 0796-44-5050
受付時間／平日 9:00～17:00
（ただし、銀行休業日を除く）